



日頃から六町地区における土地区画整理事業に御理解と御協力を頂き、誠にありがとうございます。

事業計画を変更しました

六町地区の事業費の実績や今後必要となる事業費（見込み額）を反映した資金計画の変更について、令和5年11月29日付の東京都告示第1205号にて告示を行いました。

また、「六町第79号」でお知らせした「事業計画の変更」については、令和6年6月28日付の東京都告示第767号にて告示を行いました。なお、変更の概要は次のとおりです。

＜変更の概要＞

- 1街区、14街区に整備した位置指定道路※が公共施設となりました。
- 足立区が減歩緩和のために先行取得した土地を公共用地に位置付けました。

※建築基準法第42条1項5号に基づく特定行政庁に指定された道路

土地区画整理審議会が開催されました

令和6年7月18日に第147回土地区画整理審議会を開催し、換地設計のおさらい（私道・小宅地の取扱い）、換地設計の軽微な変更及び事業計画変更について報告等を行いました。

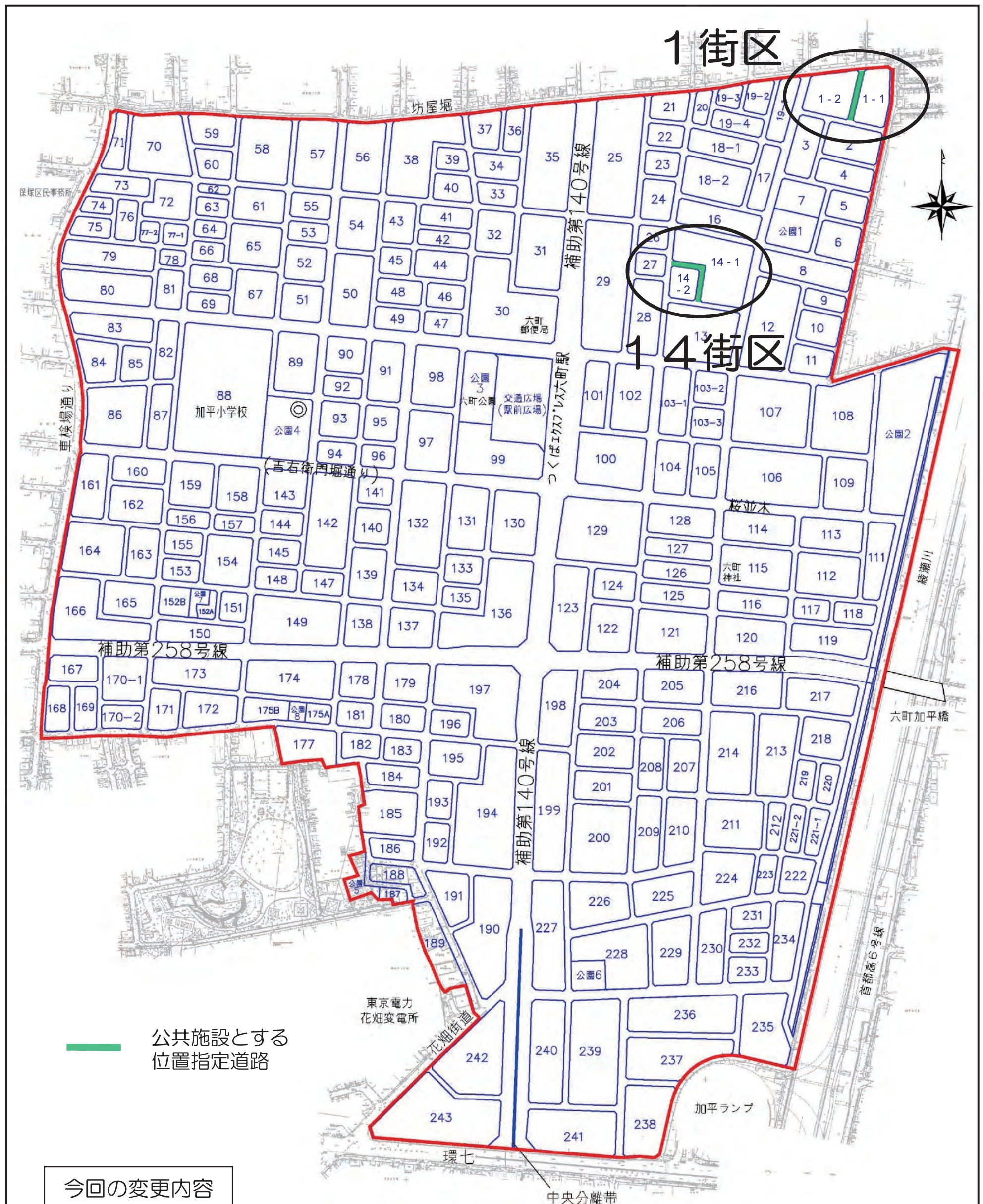
また、以下のとおり評価員の追加選任を行いました。

欠員に伴い新たに1名の評価員を追加選任しました

土地区画整理法では、「土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て評価員に選任しなければならない」と規定しています。

六町地区では、平成10年に5名の評価員を審議会の同意を得て選任しておりましたが、1名欠員が生じたことから、今後の換地計画の作成にあたり、審議会の同意を得て、新たに1名の評価員を追加選任しました。

事業計画変更箇所図



施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

今後、換地計画の縦覧のお知らせや換地処分通知等、必要書類をお送りする予定です。確実にお届けするため、下記の場合は、事業課六町換地担当（03-3534-3427）までご連絡ください。

◆土地の売買、相続等による所有権の移転があった場合

◆住所、氏名に変更があった場合

また、令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されました。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をお願いします。

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

オンライン申請を開始しました

令和5年4月1日から、六町地区における土地区画整理事業に関する手続きのオンライン申請を開始しました。詳細は以下のQRコードよりご確認ください。

仮換地図の閲覧
換地関係諸証明の発行
(仮換地指定証明・仮換地証明の交付)



土地区画整理法第76条許可



お問い合わせ先

土地区画整理事業についてのご不明な点や相談は、下記にお問い合わせください。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032